

業務委託契約書

準委任型・月額

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して業務を委託することに関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的及び契約の性質）

甲は、乙に対し、次条に定める業務（以下「本業務」という。）の遂行を委託し、乙はこれを受託する。

2 本契約は、法律行為でない事務の委託（民法第656条に定める準委任）であり、乙は、仕事の完成ではなく、本業務を善良な管理者の注意をもって遂行する義務を負う。

第2条（委託業務）

本業務の内容は、次のとおりとする。

- 〇〇〇〇に関する事務
- 〇〇〇〇に関する資料の作成補助
- 前各号に付随する業務であって、甲乙が書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で合意したもの

2 本業務の具体的な範囲、作業量の目安その他の細目は、甲乙が別途書面で合意する仕様書に定める。

第3条（業務の遂行）

乙は、本業務の遂行方法、作業の手順及び時間配分を自らの判断で決定する。

2 甲は、乙及び乙が本業務に従事させる者（以下「従事者」という。）に対し、直接、業務の遂行方法、始業・終業の時刻その他の勤務に関する指揮命令を行わない。甲が本業務に関する要望を伝えるときは、次条の業務責任者を通じて行う。

3 乙は、従事者に対する指揮命令、労務管理、安全衛生管理その他法令上の使用者としての一切の責任を負う。

第4条（業務責任者）

乙は、本業務の遂行に関する業務責任者を定め、本契約締結後速やかに甲に書面で通知する。業務責任者を変更するときも同様とする。

第5条（報告）

乙は、毎月末日までに、当月の本業務の実施状況を記載した業務報告書を甲に提出する。

2 乙は、甲の請求があるときは、いつでも本業務の処理の状況を報告し、本契約が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告する。

第6条（委託料）

甲は、本業務の対価として、乙に対し、月額金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税別）を支払う。

2 甲は、前項の委託料を毎月末日で締め、翌月〇〇日（金融機関の休業日に当たるときは翌営業日）に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

3 本業務の遂行に通常要する費用は委託料に含まれるものとし、それ以外の費用であって甲が事前に書面で承諾したものは、甲が負担する。

第7条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

2 乙は、前項の承諾を得て再委託したときも、再委託先の行為について甲に対して責任を負う。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨が示されたもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本契約の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時に既に自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も○年間効力を有する。

第9条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務の遂行に際して甲から預託を受け、又は取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従って適切に取り扱い、本業務の遂行以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、本契約が終了したとき、又は甲から求められたときは、前項の個人情報を甲の指示に従って返還し、又は消去する。

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の○か月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新し、以後も同様とする。

第11条（中途解約）

甲又は乙は、解約しようとする日の30日前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

2 前項により本契約が月の途中で終了したときの当月の委託料は、当月の稼働日数に応じて日割りで計算する。

第12条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をし、又は事業の全部若しくは重要な部分を第三者に譲渡したとき
- (5) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 前二項による解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、又は本業務に関し故意若しくは過失によって相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の賠償額は、故意又は重大な過失による場合を除き、損害が生じた月の前月から遡って○か月間に甲が乙に支払った委託料の合計額を上限とする。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した者は、解除によって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第15条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)

乙 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)